



茨木市

茨木市 平成28～32年度 産業振興 アクション プラン

Something New

つながりを大切に こだわりとがんばりで 新しい価値の創造を目指す



はじめに

本市では、平成 22 年 3 月に、10 年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、その翌年 3 月に、ビジョンの実現に向けて取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画として「茨木市産業振興アクションプラン」を策定いたしました。



この策定から 5 年が経過し、本市を取り巻く社会経済情勢も刻々と変化する中、本市の持つ資源や特性を活かした「茨木らしさ」に主眼をおいた実効性のある取組を進めるため、この度、「産業振興アクションプラン」を全面改定いたしました。

本プランでは、さらなる産業振興に向け、起業・創業に対する意識の醸成を目指した取組の強化をはじめ、市内事業者の人材育成を支援するためのメニューの多様化や産学連携に取り組みやすい交流の場づくりを展開し、活力と魅力あふれるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本プランの改定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました産業振興アクションプラン推進委員会をはじめ、ワークショップ参加者並びに貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

茨木市長 木本 保平

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 アクションプランの改定の基本的な考え方 | 1 |
| 1. 改定の背景 | 1 |
| 2. 位置づけと期間 | 1 |
| 1) 位置づけ | 1 |
| 2) 計画期間 | 1 |
| 3. 基本方針 | 2 |
| 第2章 本市の産業を取り巻く現状 | 4 |
| 第3章 産業振興に向けた重点施策 | 6 |
| 1. 重点施策の取組でめざすこと | 6 |
| 2. 4つの重点施策 | 7 |
| 3. ワークショップの開催 | 11 |
| 1) ワークショップの目的・概要 | 11 |
| 2) ワークショップでの議論のポイント | 11 |
| 第4章 産業振興ビジョンの実現に向けた施策展開 | 13 |
| 1. 成長をめざす事業者の活力向上につながる施策 | 14 |
| 1) 事業活動の価値向上 | 14 |
| 2) 創造的機能の集積と企業立地の促進 | 16 |
| 3) 起業の促進と成長支援 | 18 |
| 2. 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実につながる施策 | 20 |
| 1) まちのにぎわい創出 | 20 |
| 2) 地域の生活支援と快適性の向上 | 22 |
| 3) 地元産農産物の流通の促進 | 24 |
| 3. 産業を活性化させる基盤づくりにつながる施策 | 26 |
| 1) 連携の促進 | 26 |
| 2) 人材の確保と育成 | 29 |
| 3) 支援機能の充実 | 32 |
| 茨木市産業振興アクションプラン（後期）のロードマップ | 33 |
| 第5章 アクションプランの実施に向けた推進体制のあり方 | 35 |
| 1. 推進体制の基本的な考え方 | 35 |
| 2. 本プランの推進にあたって市が担うべき役割 | 35 |
| 1) 必要な制度や施策の創出 | 35 |
| 2) 本プランの検証・評価と見直し | 35 |
| 3) 関係機関・団体および関係部局との積極的な連携 | 35 |
| 4) 民間の主体的な取組のサポート | 35 |
| 参考資料 | 36 |
| 1. 産業振興アクションプランの改定の体制 | 36 |
| 2. 産業振興アクションプランの改定の主な経過 | 37 |
| 産業振興ビジョンと産業振興アクションプランについて | 39 |

第1章 アクションプランの改定の基本的な考え方

1. 改定の背景

本市では、平成22年3月に、市内産業の継続的な発展に向けた指針として、産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、人と人のつながりを大切にするとともに、事業者のこだわりとがんばりで「新しい何か（Something New）」を生み出すことをめざすこととしました。

また、平成23年3月には、「茨木市産業振興ビジョン」で示した産業やまちのあるべき姿を実現するため、計画期間の前半にあたる3～5年をめどとした取組の内容や推進体制を示す行動計画として「茨木市産業振興アクションプラン」（以下、「前期アクションプラン」という。）を策定しました。そして、早期に着手する5つの重点施策を中心に、産業振興に関する取組を展開した結果、民間主体の多様なプロジェクトや連携に向けた仕組みが生まれ、育っています。

本市を取り巻く状況を見ると、人口は微増の傾向にあるものの、少子高齢化や生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避け難い状況にあります。また、景気については回復が見られるものの先行きが不透明な状態が続いており、市内の事業所数および従業者数は減少していることから、事業者の活力の維持・拡大が依然として課題となっています。

一方、本市では平成27年4月に立命館大学大阪いばらきキャンパスが開設され、学生が通い、集い、交流することで、新たな活気と魅力が生まれつつあります。また、安威川ダムの建設や新名神高速道路の延伸、彩都地区の開発、（仮称）JR総持寺駅の開設などのプロジェクトも進んでおり、市内における様々なプロジェクトの波及効果を活かした、新たな魅力の創出と産業振興を推進していくことが求められています。

これらの現状を踏まえて、前期アクションプランの取組の状況を検証・総括するとともに、本市の産業を取り巻く環境の変化などを考慮し、さらなる飛躍をめざして「茨木市産業振興アクションプラン」を改定しました。

2. 位置づけと期間

1) 位置づけ

本プランは、平成23年3月に策定した前期アクションプランを継承し、「茨木市産業振興ビジョン」で描いた将来像を実現するために、その計画期間の後半の取組内容や推進体制を示すものです。

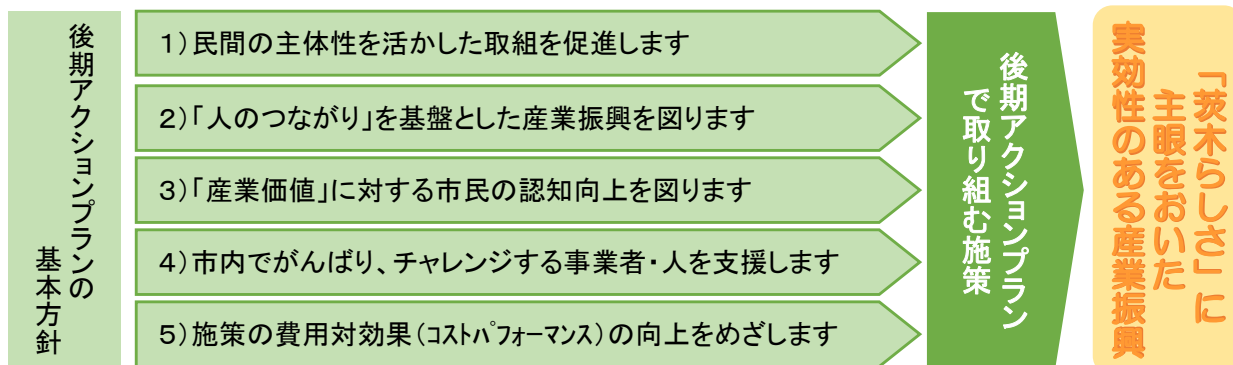
また、「茨木市産業振興ビジョン」および本プランは、「第5次茨木市総合計画」を上位計画としています。なお、本プランは、同計画の6つのまちの将来像の1つである「都市活力がみなぎる便利で快適なまち」の実現をめざし、「地域経済を支える産業をまもりそだてる」施策や「時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる」施策等を推進する分野別計画となります。

2) 計画期間

本プランの計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。

3. 基本方針

プランの改定にあたっては、前期アクションプランにおける5つの基本方針を発展的に継承し、本市の持つポテンシャルを十分に活かしつつ「茨木市らしさ」に主眼をおいた実効性のある産業振興に取り組みます。



1) 民間の主体性を活かした取組を促進します

【背景】

本市には、まちづくりイベントと連携した事業者の販売促進活動など民間主体のさまざまな取組が行われています。また、前期アクションプランにおいて創設されたプロジェクトの創出を目的とした会議や提案公募事業からは、民間主体の多様なプロジェクト（鼓動初め、宙いもプロジェクト、ウィンテージカーショー、バルフェスタいばらき等）が生まれています。

【取組の方向性】

産業の担い手は民間の事業者であり、市や商工会議所、大学、金融機関をはじめとする関係機関は産業振興を推進するサポーターとして、産学連携や事業者間連携といった多様な連携の促進をはじめ、民間主体のプロジェクトの事業化支援などに取り組み、民間の主体性を活かした取組を促進します。

2) 「人のつながり」を基盤とした産業振興を図ります

【背景】

前期アクションプランでは、ビジネス交流機会の充実を図るとともに、民間主体のプロジェクトの創出を目的とした会議などの取組から多様な人のつながりが生まれています。

また、本市には大学等の高度教育機関や研究・開発機関が集積し、市内外の大学等との協定締結なども進んでおり、これらの知的資源と事業者等のつながり（産学連携）を生み・育てていくことも重要となっています。

【取組の方向性】

ビジネス関係の交流を広げる機会や、共同で取り組むプロジェクトを検討する場、産学連携に取り組みやすい環境づくりなど、「人のつながり」を生み・育てるとともに、産業振興に資する取組に発展させるための仕組みの充実を図ります。

3) 「産業価値」に対する市民の認知向上を図ります

【背景】

工場などの事業所は、騒音を発生させるなどの理由から、ときには住民と利害が相反することがあります。しかしながら、事業所は、多くの雇用を創出し、固定資産税や法人市民税を納税するなど、本市の財政を支える基盤として重要な役割を担っています。

また、事業所が生み出す製品・サービスなどの「産業価値」に対する市民の認知向上を図ることは、まちに対する市民の愛着心をはぐくむ上で重要です。

【取組の方向性】

市民が「市内にどのような産業があるのか」を知る機会や市民と事業者がつながる機会を増やし、本市を支える産業の価値を認知することで、市民の生活満足度の向上を図るとともに、求職者と事業者とのマッチングなどにもつなげます。

4) 市内でがんばり、チャレンジする事業者・人を支援します

【背景】

景気については回復傾向が見られるものの先行きが不透明な状態が続いており、社会経済状況の変化のもと、市内の事業所数および従業者数は減少傾向にあり、市内事業者の活力の維持・拡大が依然として課題となっています。

また、地域産業の活性化に向けては、市内事業者の活力の維持・拡大とともに、新たな事業を創出していくことも重要となります。

【取組の方向性】

中小事業者の事業活動の価値向上にむけたさまざまな取組をはじめ、人材の確保・育成の支援などを通じて、市内事業者の活力の維持・拡大につなげます。また、新たな事業創出に向け、市内での起業・創業といったチャレンジを切れ目なく応援する仕組みの構築・強化を図ります。

5) 施策の費用対効果（コストパフォーマンス）の向上をめざします

【背景】

今後の生産年齢人口の減少などの影響により、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける扶助費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費用の上昇などにより、市の財政が硬直化することが予測されています。

このような状況のなか、市では選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、一層の財政の健全化を図り、さらなる施策の費用対効果（コストパフォーマンス）の向上が求められています。

【取組の方向性】

本市の産業振興を進めるにあたっては、国や府などの制度を積極的かつ効果的に活用するとともに、費用対効果を見極めて施策の推進に取り組んでいきます。

第2章 本市の産業を取り巻く現状

前期アクションプラン策定後の本市の産業を取り巻く現状について整理しました。

| | |
|-------------------------|---|
| <p>高い交通利便性</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本市は名神高速道路、近畿自動車道などの国土幹線が通り、JR 東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールといった鉄軌道網、市内外を運行するバス網が整備され、広域的な交通条件に恵まれています。 また、大阪都心部まで約 15km と近いことから、通勤や買い物、娯楽にも便利な立地環境です。 ■ 平成 30 年春には（仮称）JR 総持寺駅が開設され、平成 28 年度末には新名神高速道路が開通する予定となっており、ますます交通の利便性が高まります。 |
| <p>大学、研究機関等の知的資源の集積</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本市には、平成 27 年 4 月に立命館大学大阪いばらきキャンパスが開設され、短期大学を含め 6 つの大学があり、高等教育機関の立地が充実しています。 また、地域の活性化等を図ることを目的に、市内外の大学等と協定を締結し、相互に連携、協力を行っています。 ■ 彩都西部地区のライフサイエンスパークには、ライフサイエンス分野の研究・開発機能を有する施設が集積しています。 |
| <p>国際戦略総合特区の指定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 特区制度は、産業構造及び国際的な競争条件、経済社会情勢等の変化に対応して、産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度です。 ■ 彩都を含む北大阪地区は、ライフイノベーション（医薬・医療）分野の中核エリアに位置づけられ、平成 23 年 12 月に内閣府の「関西イノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けました。 本特区制度による規制緩和や税制優遇などを活用して、拠点形成に向けた取組が進められています。 |
| <p>人口の動向</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の人口は微増傾向にありますが、既に人口が減少している小学校区も見られ、少子高齢化や生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたい状況にあります。 ■ 通勤通学による流入人口が多くなっていますが、昼夜間人口比率は 90% 台を維持しています。 |
| <p>産業構造や地域経済の動向</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模事業所の転出を契機に、新たなプロジェクト（（仮称）JR 総持寺駅の開設やスマートコミュニティの計画等）が進んでいます。また、交通の利便性が高いことから、新たな企業の立地が進み、産業の活性化と雇用の創出が見込まれます。 ■ 地域に密着した商業や農林業では、後継者問題などの課題が発生しています。また、本市の事業所数や従業者数、製造品出荷額等は減少傾向にあります。 |

国の法制度の動向

■産業競争力強化法（平成 26 年 1 月施行）

地域の創業を促進させる施策として、市区町村による民間活力を活かした創業支援の取組を応援し、産業の新陳代謝を図ることとされています。

本市においても、民間の創業支援事業者（茨木商工会議所・金融機関等）と連携して創業支援事業計画を策定し、国から認定を受けました。

■小規模企業振興基本法（平成 26 年 6 月施行）

小規模企業は、地域経済や雇用を支える重要な役割を担う存在であることを背景に、小規模企業の「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」を原則とした政策体系が必要であるとされています。

■国家戦略特区

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、一律に決められた規制について、国の主導により、規制改革を行うものです。

国・地方公共団体・民間が一体となって区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域において、規制の特例措置の適用を受けた事業等の実施が可能になります。

平成 26 年 5 月、関西圏の一部として、大阪府全域が国家戦略特区の指定を受けました。

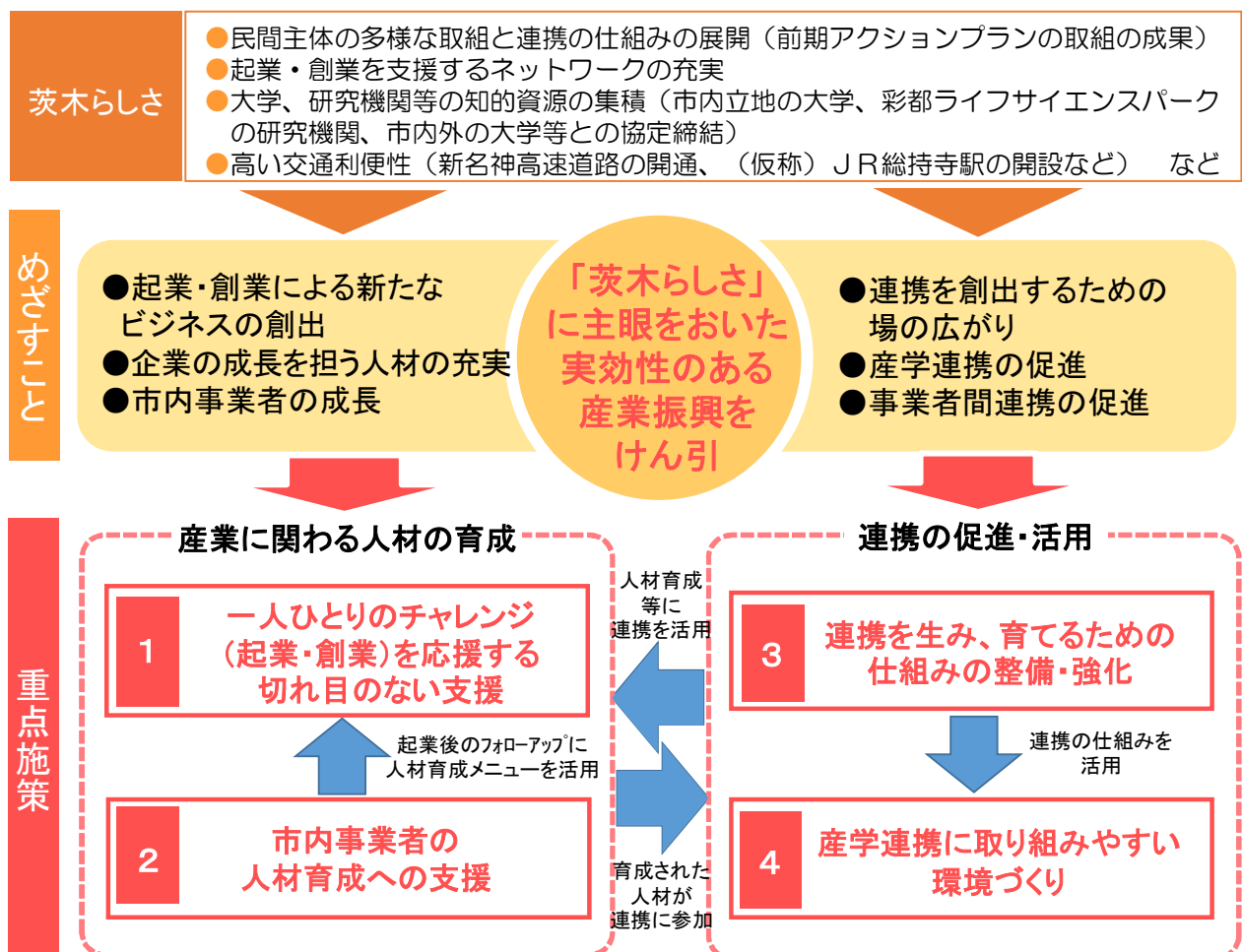
第3章 産業振興に向けた重点施策

前期アクションプランの検証結果や産業振興アクションプラン推進委員会での審議結果、関係者等によるワークショップで出された意見・アイデアなどを踏まえ、「産業に関わる人材の育成」と「連携の促進・活用」を基軸に、4つの重点施策を整理します。

- 重点施策1 一人ひとりのチャレンジ（起業・創業）を応援する切れ目のない支援
- 重点施策2 市内事業者の人材育成への支援
- 重点施策3 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化
- 重点施策4 産学連携に取り組みやすい環境づくり

1. 重点施策の取組でめざすこと

4つの重点施策は、一体的に取り組むことで、本市の持つ資源や特性を十分に活かした「茨木らしさ」に主眼をおいた、実効性のある産業振興をけん引することとなります。



2. 4つの重点施策

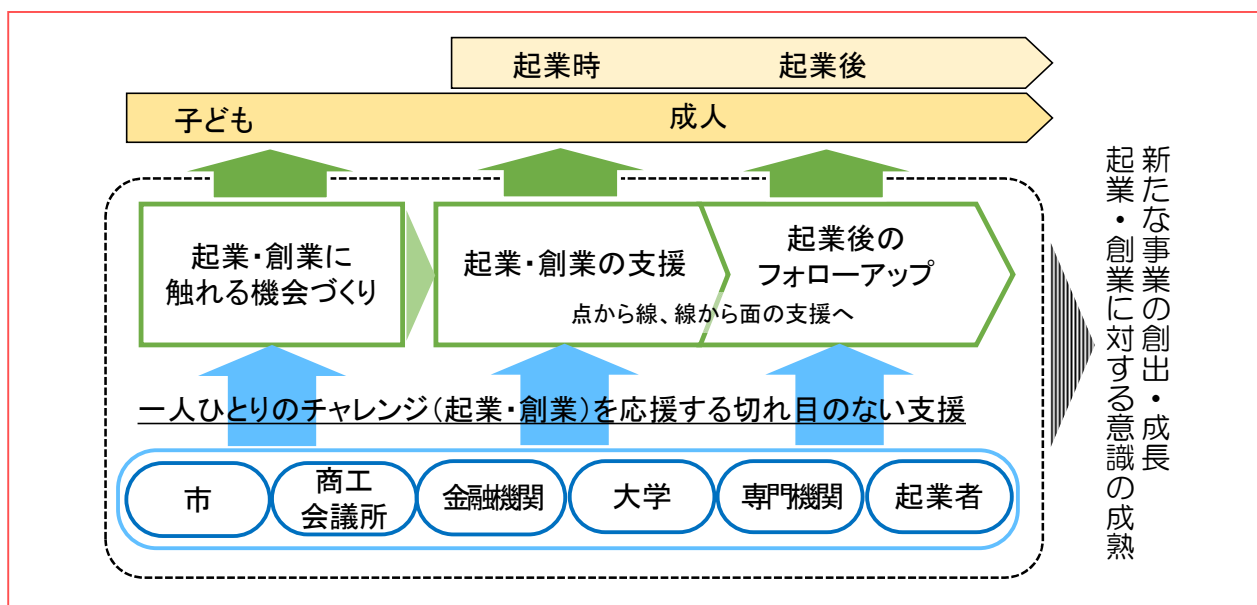
重点施策1 一人ひとりのチャレンジ（起業・創業）を応援する切れ目のない支援

市と商工会議所や金融機関などの連携による創業支援ネットワーク^{※1}の取組を中心に、多様な相談窓口の設置や創業セミナーや個別指導を通じて、創業志望者の発掘や起業・創業に向けた支援を進めます。

また、起業後には、起業者と多様な主体間の交流の場づくり、販路開拓・マーケティングに対する支援といったフォローアップや事業継続・成長に向けたサービスを提供し、起業・創業を思い立った段階から切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、創業支援ネットワークをはじめ多様な専門機関や事業所等とも積極的に連携を図り、きめ細かなサービスの検討・開発を進め、切れ目のない支援の拡充を図ります。

なお、長期的なスパンでは、起業・創業に関する体験活動など、ライフステージに応じた起業・創業に触れる機会づくりを進めることで、まちぐるみで起業・創業を育み、支えていける意識・環境の成熟をめざします。



具体的な取組

- 子ども向けの起業・創業セミナー
- 子育て世代やシニア世代向けの起業入門セミナー
- 起業・創業のチャレンジ（試行）制度
- 起業家同士の交流会 など

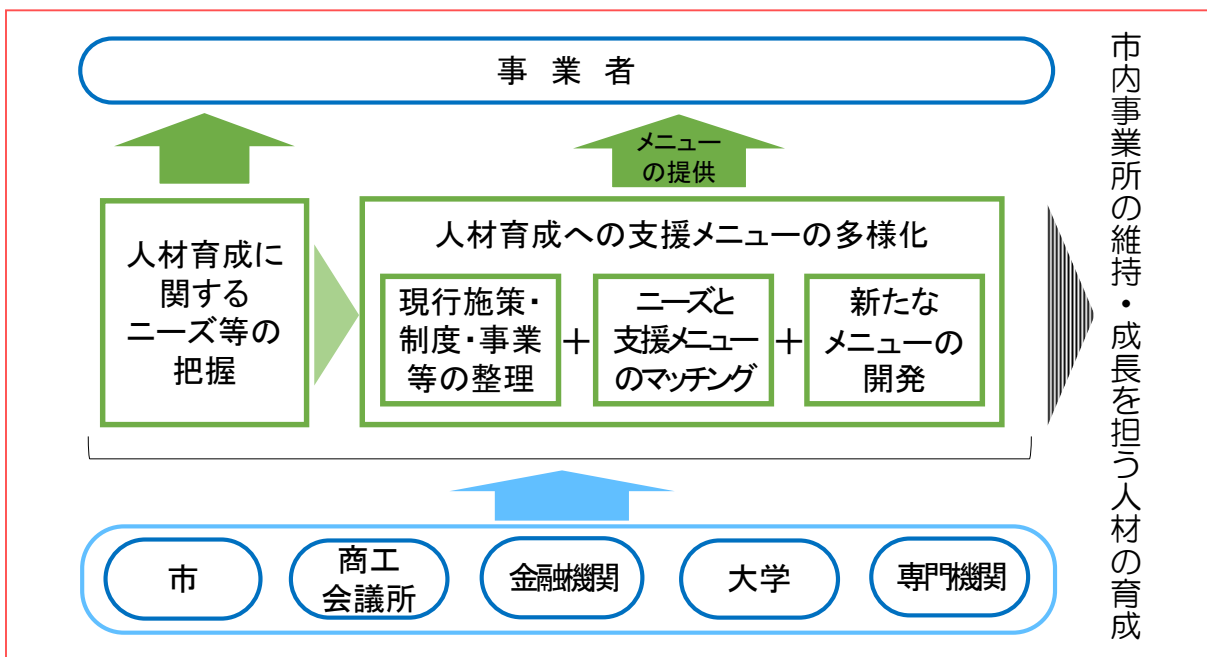
※1 創業支援ネットワーク：産業競争力強化法に基づく創業支援を行うため、市と民間の創業支援事業者（商工会議所、金融機関等）が連携したネットワークです。

重点施策 2 市内事業者の人材育成への支援

市内事業者への巡回訪問などのアウトリーチ活動や相談事業などを活用して、事業者の人材育成に関する課題・ニーズなどの把握を進めます。

また、把握した市内事業者の課題・ニーズを踏まえ、従業員等を対象とした社外研修等への費用助成や従業員のスキルアップセミナーなど既存制度・事業の拡充・活用を図ります。

併せて、事業者のニーズと金融機関や大学、専門機関などが提供できる支援メニューのマッチングや、新たな支援メニューの検討・開発などにより、人材育成を支援するためのメニューの多様化を進めます。



具体的な取組

- 巡回訪問や相談事業を通じた事業者の人材育成に関するニーズ等の把握
- 職場研修の実施に向けた支援

など

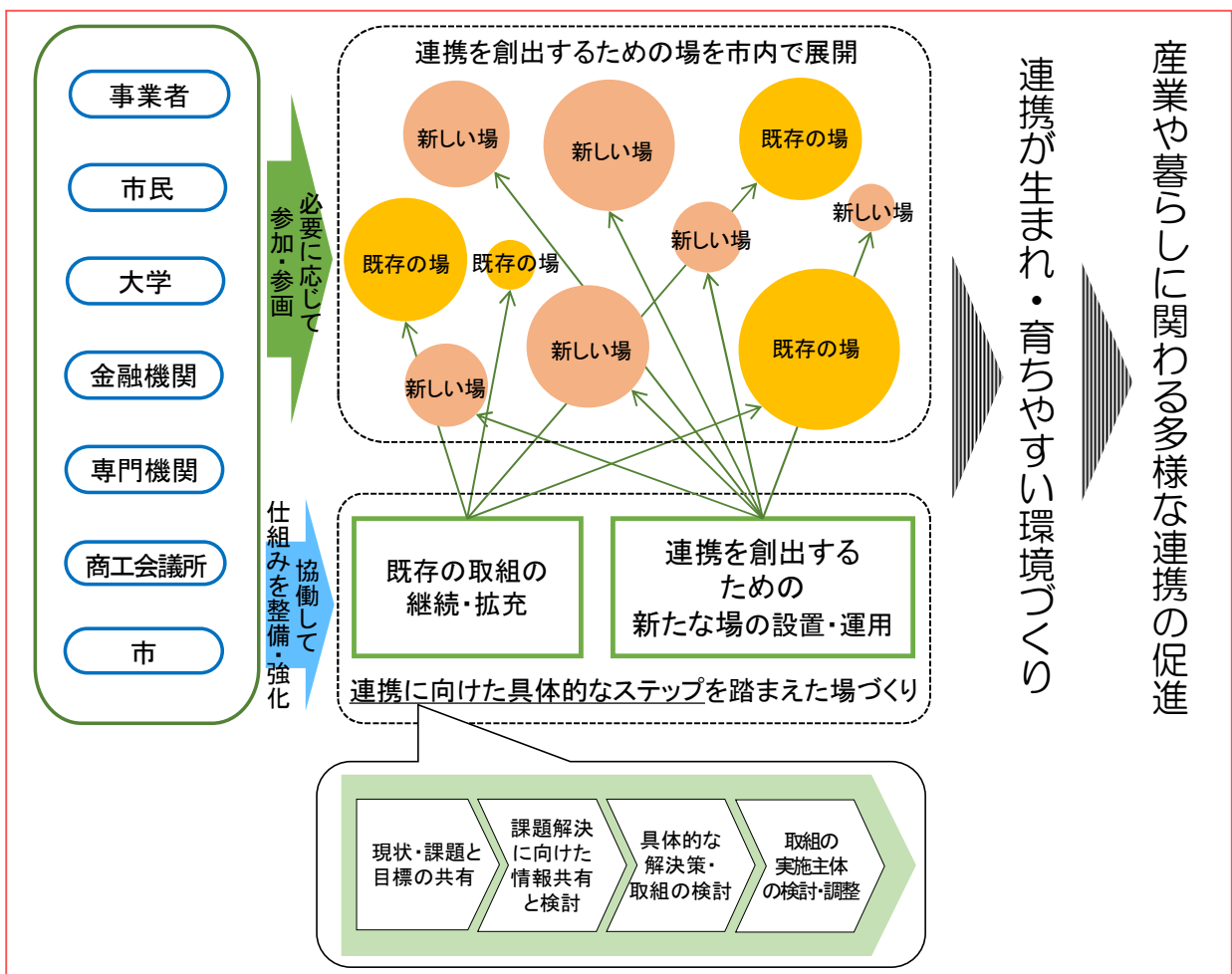


重点施策3 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化

前期アクションプランでは、民間主体のプロジェクトの創出を目的とした会議が創設され、事業者をはじめとする多様な連携が生まれています。また、ビジネス交流機会の充実に向けた取組も、連携を生み、育てる1つの仕組みとなっています。

事業者同士はもとより、事業者と大学、産業支援機関、市民などとの連携は市内産業を活性化させるための非常に重要な手法です。

そこで、連携に向けた具体的なステップを踏まえつつ、既存の取組の継続・拡充や、新たな場の設置・運用に取り組むことにより、「連携が生まれ、育ちやすい環境づくり」を進めます。



具体的な取組

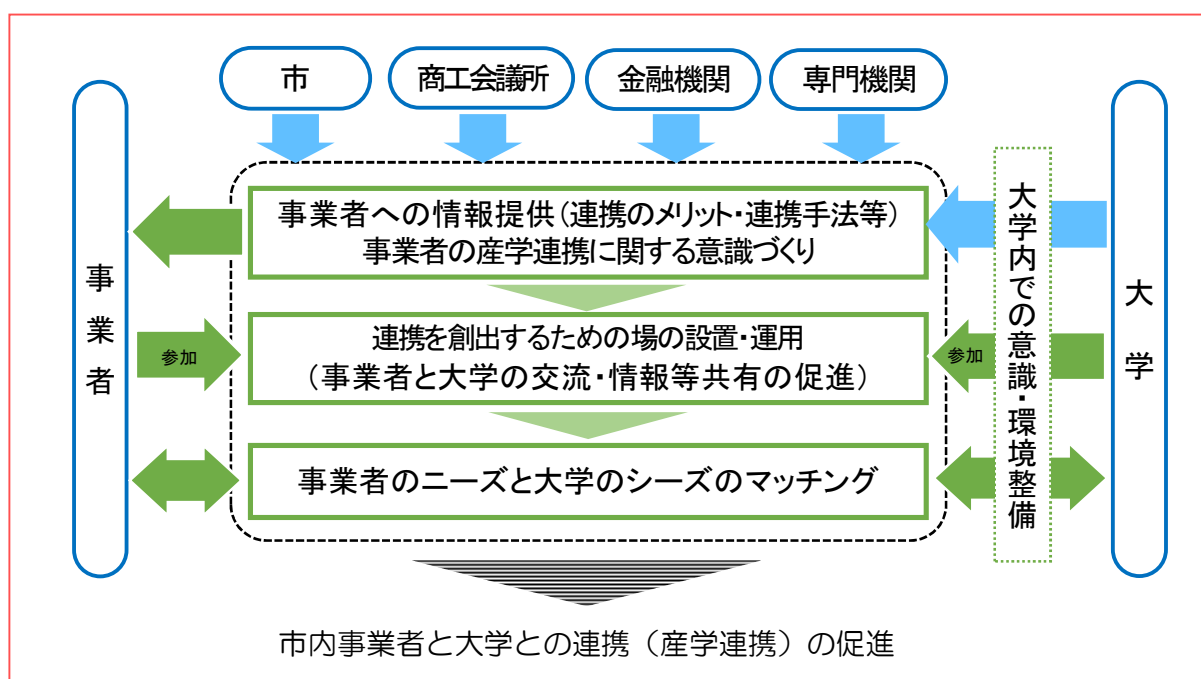
- 農商工連携の取組に向けた交流会
- 商店街活性化の取組に向けた意見交換会 など

重点施策4 産学連携に取り組みやすい環境づくり

市内事業者を対象に、産学連携の意義・メリットや具体的な進め方などに関する情報提供及び、意識づくりを進めることで、産学連携に関するハードルの引き下げを図ります。

また、次のステップである事業者や大学の双方の課題となっている交流の場づくりについては、前述の「重点施策3 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化」で提示した取組の1つとして、事業者と大学が気軽に交流し、情報・課題等を共有できる場の設置・運用をめざします。

そして、連携を創出するための場を中心に、市や商工会議所、金融機関、専門機関、さらには大学自身が、産学連携を希望する事業者のニーズと大学のシーズのマッチングを行い、具体的な産学連携の取組につなげていきます。



具体的な取組

- 市内事業者を対象とした産学連携に関する研修会
- 大学と事業者が気軽に交流・情報交換ができる（仮称）産学連携交流サロン など

3. ワークショップの開催

1) ワークショップの目的・概要

「産業に関わる人材の育成」と「連携の促進・活用」を基軸に、茨木らしさに主眼をおいた産業振興に向けた重点施策を検討するにあたって、市内事業者や商店街関係者、商工会議所、金融機関、大学、専門機関、市民の参加を得て、具体的なアイデアなどを創出するためのワークショップを開催しました。

なお、ワークショップは「産業に関わる人材の育成」と「連携の促進・活用」のテーマ毎に開催しました。

「産業に関わる人材の育成」をテーマとしたワークショップでは、主に起業・創業の促進や成長支援にフォーカスをあて、めざすべき目標・未来像を設定し、その実現に向けてポイントとなる取組などに関するアイデア出しや議論が行われました。

一方、「連携の促進・活用」をテーマとしたワークショップでは、産学連携や学生・市民との連携等についての現状・問題提起を行ったのち、商店街の活性化を柱に具体的な連携の方策などに関するアイデア出しや議論が行われました。

2) ワークショップでの議論のポイント

「産業に関わる人材の育成」をテーマとしたワークショップ

○茨木市での起業・創業について

- ・ 起業・創業は実現しやすい環境にあり、起業者の意識の問題である。(海外旅行に行くことと同程度のハードル)
- ・ 起業するには覚悟が必要
- ・ 様々な起業・創業パターンがある(多様な業種、シニア世代・退職者・女性・学生による起業・創業、社会起業家など)
- ・ 起業・創業の最初の窓口は商工会議所(創業塾、相談窓口)だが、あまり周知されていない
- ・ 起業・創業してからのフォローアップ体制が必要(モチベーションの維持・向上、資金調達、人材確保等への併走型の支援)

○めざすべき未来像

- ・ 起業・創業をはじめとした自分の可能性に気づく機会があるまち
- ・ 自分がやりたいと思ったことにチャレンジできるまち
- ・ 自分のやりたいことを実現し、自分が輝けるまち

○未来像の実現化に向けたアイデア

- ・ 本人(起業・創業したい人、起業・創業した人)向けの働きかけ
 - ① 起業・創業に触れる機会づくり(起業・創業体験、社長業インターン、子ども向け創業塾、大学生向け・子育て世代向け・シニア世代向け創業塾など)
 - ② 起業・創業への支援(対象者に応じた相談・創業セミナー(創業塾等)、創業塾の充実、期間限定のチャレンジショップなど)

③起業後のフォローアップ(モチベーションの維持向上、他の起業家との交流、専門的相談・マーケティング支援など)

・周りやまちの意識の変革

①子どもたちに多様な選択肢・可能性を示すための親の価値観の変革

②地域ぐるみの「起業・創業は人生の魅力ある選択肢の1つである」という意識づくり

③起業・創業しやすい環境づくり

○将来像の実現に向けて、何をどのように変えるのか (各参加者の立場から)

・商工会議所：起業・創業のスポット支援から、起業・創業のステップを踏まえた切れ目のない支援へ(点から線)

・金融機関：起業・企業のあらゆる支援が集まる場へ

・大学：市と連携した多様な職種の起業・創業プログラムの展開へ

・学生サポート団体：学生の社会起業家への支援から、すべての若者がビジネスで活躍するための支援へ

・起業家：事業や雇用の拡大、起業側から他の起業家を支援する側へ

「連携の促進・活用」をテーマとしたワークショップ

○産学連携についての問題提起

・事業者に必要なものは、「自分たちの強みを知る」「課題・やりたいことの明確化」「オープンマインドな姿勢とチャレンジ精神」「大学の研究室のドアをノックする勇気」

・大学に必要なものは、「事業者が相談しやすい雰囲気づくり(ハード整備も含めて)」「大学教員を事業者に知ってもらう機会の提供」「事業者への歩み寄り」

・事業者と大学をつなぐために必要な機能は、「事業者と大学が気軽に接することができる場・機会」と「大学のシーズを事業者に噛み砕いて説明してくれる人・場」

○市民や学生との連携についての問題提起

・無関心層にイベントや産学連携活動、市内のおもしろいスポット、おすすめ商品・サービスをどのように情報発信するかが課題

○連携に関する要素を多く含む「商店街」の活性化を柱に、連携について具体的な検討を実施

・課題と目標：商店街に人を呼び込む必要があり、そのためには、「人をひきつける情報」「人が滞留できる場」が必要

・商店街の活性化に向けた具体的なアイデア

①市内を周遊してもらうための「茨木童子と“語ろう”構想」

(茨木童子にストーリー性を持たせて、まち(商店街等)をめぐる企画)

②参加するメリットを考えた「いばらきグルメ“暦”構想」

(月ごとに食材を決め、その食材を使ったメニューを提供する店舗をめぐる企画)

③商店街を情報発信拠点や人が集まり、交流できる場所にする「商店街“まちの駅”構想」

④市民・消費者への情報発信のためのホームページの開設

○連携の促進に向けて

・連携の促進に向けては、各主体が集まって課題・目標を検討・共有し、具体的なアイデアを検討した、今回のワークショップのような「連携を創出するためのプラットフォーム」が必要

第4章 産業振興ビジョンの実現に向けた施策展開

【産業振興アクションプランの施策体系】

| 産業振興ビジョンの重点取組 | | 後期アクションプランで取り組む施策 |
|------------------------------|---------------------|--|
| 1 成長をめざす事業者の活力向上 | 1) 事業活動の価値向上 | (1) 市内事業者の事業活動への支援の充実 (2) 産業活性化や高付加価値化等につながる事業者主体の取組の促進 (3) 設備等の環境対応促進と環境産業関連情報の提供 |
| | 2) 創造的機能の集積と企業立地の促進 | (1) 創造的機能の強化に向けた取組の充実 (2) 市内事業者に対する操業継続の支援 (3) 企業立地の促進への支援 |
| | 3) 起業の促進と成長支援 | (1) 起業・創業に触れる機会づくり【重点施策1】 (2) 起業・創業の支援の充実【重点施策1】 (3) 起業後のフォローアップの充実【重点施策1】 |
| 2 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実 | 1) まちのにぎわい創出 | (1) 商店の魅力アップ支援 (2) 人が集まり、滞留する仕掛けづくり |
| | 2) 地域の生活支援と快適性の向上 | (1) 商店街等による生活支援サービスの取組支援 (2) 商店街等における生活利便施設等の整備支援 |
| | 3) 地元産農産物の流通の促進 | (1) 消費者と生産者の交流の促進 (2) 農商工連携の促進 |
| 3 産業を活性化させる基盤づくり | 1) 連携の促進 | (1) 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化【重点施策3】 (2) 産学連携に取り組みやすい環境づくり【重点施策4】 |
| | 2) 人材の確保と育成 | (1) 事業者・人材のコーディネート機能の強化 (2) 職業能力の向上にむけた支援 (3) 働きやすい職場づくりの促進 (4) 市内事業者の人材育成への支援【重点施策2】 |
| | 3) 支援機能の充実 | (1) 産業支援関連情報の各媒体による提供 (2) 市の産業支援機能の強化と関係機関の連携強化 |

1. 成長をめざす事業者の活力向上につながる施策

1) 事業活動の価値向上

ビジョンの取組内容

- 付加価値の高い事業を生み出す取組の促進
- 事業者の環境配慮に関する取組の促進

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

- (1) 中小製造業者等に対する巡回訪問の強化とプロジェクト化のサポート（重点施策）
- (2) 茨木ブランドの創出と発信（重点施策）
- (3) ビジネス交流機会の充実（重点施策）
- (4) 生産設備等の環境対応促進と環境産業関連情報の提供

主な現状・課題

- 巡回訪問については、専門的課題の解決や事業活動のサポートまで対応できる体制の検討が必要となっています。
- ブランドの創出・発信については、特色ある製品・商品の発掘、新たな付加価値をもつ製品・商品の創出が不十分な状態にあります。また、産業活性化プロジェクト促進事業を活用した新商品開発の実績が伸び悩んでいます。
- ビジネス交流機会の充実については、様々な分野の事業者の交流を促す機会を継続的に提供するための体制が必要となっています。
- 市内事業者の業況については、売上高・利益ともに2～3年前と比較して減少したとする事業者が5割程度を占めています。特に、小売業や飲食サービス業、従業者数規模が1～4人の事業者などでその割合が高くなっています。
- 市内で事業継続意向のある事業者が考える今後の事業展開については、「現状維持」が半分程度を占めており、僅差で「拡大したい」が続いています。

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

市内事業者の事業の継続や成長発展に向けて、巡回訪問を通じて市内事業者との関係強化を図りつつ、相談事業や交流・連携の促進など事業活動への支援に取り組みます。

また、提案公募事業の継続・拡充を通じて、産業活性化や高付加価値化等につながる事業者主体の取組を積極的に支援します。

さらに、環境配慮に関する取組を進めるため、市内事業者の使用する設備等の環境対応を促進するとともに、環境産業関連の情報を提供します。

- (1) 市内事業者の事業活動への支援の充実
- (2) 産業活性化や高付加価値化等につながる事業者主体の取組の促進
- (3) 設備等の環境対応促進と環境産業関連情報の提供

(1) 市内事業者の事業活動への支援の充実

- 市内事業者の事業活動のサポートにつながるよう、今後も巡回訪問を重ねて市内事業者との連携強化を図ります。また、巡回訪問をはじめ、ワンストップ相談や経営アドバイザーによる経営相談・指導、融資関連の補助などを通じて、専門的課題の解決や事業活動をサポートできる体制づくりを進めます。

なお、事業者への巡回訪問はすべての施策の基礎となることから、その取組を他の施策展開にも積極的かつ効果的に結びつけていきます。

- 新たな事業価値の向上や販路拡大等に向け、商工会議所のネットワークやノウハウを活かしつつ、事業者同士、事業者と支援機関や大学等研究機関の関係者が交流できる機会や場を提供するとともに、新たな交流・連携の仕組み等について検討を進めます。

(2) 産業活性化や高付加価値化等につながる事業者主体の取組の促進

- 産業活性化プロジェクト促進事業^{※1}を通じて、市内事業者等が実施する市内産業の活性化につながる事業を支援します。また、同事業の制度周知と新たなアイデアの発掘に努めることにより新製品・商品等の開発を促進します。

- 市内中小事業者の優れた技術の掘り起こしやその実用化に向けた取組を促進するため、産学連携スタートアップ支援事業^{※2}により、大学等と連携した研究開発事業等を支援します。

また、産学連携を希望する事業者のニーズと大学のシーズのマッチングなど産学連携に取り組みやすい環境づくりを推進します。(詳細については重点施策4を参照)

(3) 設備等の環境対応促進と環境産業関連情報の提供

- 事業者が環境に配慮しながら競争力のある事業活動を行っていくため、設備等の環境対応を促進します。また、環境産業の振興に向けて、技術動向等の情報提供を行うなど、側面的な支援を進めます。

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|---|----------------|----------------------|
| 多様な事業者の連携による新たな商品・サービス等の開発数 | — | 7件 (平成32年度までの累計) |
| 産業活性化プロジェクト促進事業を活用した高付加価値な製品・商品の開発数 | 2件 (平成27年度) | 5件 (平成32年度までの累計) |
| 産業活性化プロジェクト促進事業を活用した市内事業者(製品・商品)の認知向上にむけた取組件数 | 3件 (平成27年度) | 5件 (平成32年度までの累計) |
| 産学連携スタートアップ支援事業を活用した事業(製品・技術等)の実用化数 | 0件 (平成27年度) | 10件 (平成32年度までの累計) |

※1 産業活性化プロジェクト促進事業：市内事業者等が行う、高付加価値の製品等の試作・開発および市内企業や取扱製品のPR事業について、公募で提案を受け、審査のうえ、事業費の一部を補助する制度です。

※2 産学連携スタートアップ支援事業：市内中小企業者が大学等と連携して行う、新技術や新製品等の研究開発などについて、公募で提案を受け、審査のうえ、事業費の一部を補助する制度です。

1. 成長をめざす事業者の活力向上につながる施策

2) 創造的機能の集積と企業立地の促進

ビジョンの取組内容

- 事業活動における創造的機能の集積促進
- 企業活動への支援と立地促進

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

| | |
|-------------------------|--|
| (1) クリエイターと事業者との交流機会の充実 | |
| (2) 市内企業に対する操業継続の支援 | |
| (3) 企業立地の促進への支援 | |
| 主な現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">○ 住宅開発が進む都市部では、住工混在により企業の操業環境が悪化しています。○ 企業の事業用地が限られるなか、価格や規模などの条件により、マッチングが困難な状況にあります。○ 大規模事業所などの移転・閉鎖が進んでおり、閉鎖された工場等の跡地が住宅地として利用される事例が多くありますが、開発にあたっては、周辺企業の操業環境を守り、工業生産機能の維持を図ることが求められます。○ 本市は、広域的な交通利便性に恵まれており、この地域特性を活かした企業立地が求められています。○ 市内事業者の今後の事業継続意向をみると、ほとんどの事業者が今後も市内で事業を継続する意向を持っています。また、現在の場所で事業を継続したい理由としては、「交通の利便性」「愛着がある」「操業環境が良い」といった意見が挙がっています。 |

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

事業活動における創造的機能の強化を図るため、事業者間をはじめとする多彩な人材の交流・連携の促進や新たな取組・連携の創出を支援します。

また、既存事業者の操業継続を図るためにニーズ・課題の把握をはじめ、生産環境を保全する土地利用の誘導等に取り組み、可能な限り市外への流出の抑制を図るとともに、広域的な交通利便性や大学・研究機関等の知的集積などの「茨木らしさ」を活かした企業立地の促進に取り組みます。

- (1) 創造的機能の強化に向けた取組の充実
- (2) 市内事業者に対する操業継続の支援
- (3) 企業立地の促進への支援

(1) 創造的機能の強化に向けた取組の充実

- 様々な業種の事業者による交流の機会などを充実させることで、事業活動における創造的機能の強化を図り、新たな取組や連携の創出を支援します。
また、本市及び周辺に居住するデザイナーやクリエイター等、多彩な人材が市内事業者と連携することによって、製品・商品の差別化を図り競争力を強化していくことをめざします。

(2) 市内事業者に対する操業継続の支援

- 市内事業者が今後も市内で事業が継続できるよう、訪問活動を通じて事業者の操業継続に関する課題やニーズの把握に努め、具体的な課題解決や支援につなぎます。
- 地区計画制度等の活用により、工業生産機能の維持が特に求められる工業地域について、住宅建設を制限し、操業環境を守ります。
また、工業系用途地域において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、開発区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。

(3) 企業立地の促進への支援

- 周辺環境に配慮しながら、幹線道路沿道への物流施設など地域特性を活かした立地促進に努めます。また、特区制度や企業立地促進奨励金などの支援策を活用し、市内での成長産業の立地の促進を図ります。
- 彩都中部・東部地区については、新名神高速道路の整備などを契機として、都市の競争力を高めるための産業振興に向け、研究施設、生産施設及び物流施設等の集積をめざします。
- 企業の事業用地に関する情報について、大阪府や金融機関等と連携し、情報収集に努めます。

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|-------------------------|----------------|-----------------------|
| 巡回訪問での制度周知による各種支援策の利用件数 | 69 件（平成 27 年度） | 100 件 |
| 研究施設、生産施設、物流施設等の新規立地件数 | — | 10 件 (平成32年度までの累計) |

1. 成長をめざす事業者の活力向上につながる施策

3) 起業の促進と成長支援

ビジョンの取組内容

●新規開業者の創業促進と成長支援

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

| | |
|--|---|
| (1) 創業セミナー等の実施と創業志望者へのサポート (2) チャレンジショップ、インキュベーションスペースの検討 (3) 彩都のライフサイエンス関連企業のPR支援 | |
| 主な現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">○ 産業競争力強化法に基づく創業支援ネットワークを活用し、創業志望者の支援制度の充実を図る必要があります。また、創業後のフォローアップの充実と、事業継続に向けたきめ細かなサービスの提供が求められています。○ 本市での起業間もない事業者からの意見を挙げると、起業前に必要な支援では「起業に伴う各種手続きの支援」「運転資金等の融資制度」、起業後から現在までに必要な支援では「法律・税務などの専門相談」「販路拡大・マーケティングに対する支援」「他の起業者との交流の場づくり」が多くなっています。 |

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

市内での起業・創業を促進するとともに、その成長を支援していくために、産業競争力強化法に基づいた創業支援ネットワークの取組などを中心に、多様な主体の連携強化を推進します。

また、起業・創業に関する様々なリスクの低減を図ることにより、一人ひとりのチャレンジを応援する切れ目のない支援に取り組めます。

さらに、長期的な視点に立って、まちぐるみで起業・創業を育み、支えていける意識・環境の成熟をめざした取組を進めます。

- (1) 起業・創業に触れる機会づくり【重点施策1】
- (2) 起業・創業の支援の充実【重点施策1】
- (3) 起業後のフォローアップの充実【重点施策1】

(1) 起業・創業に触れる機会づくり【重点施策1】

- 起業・創業に関する体験活動など、ライフステージに応じた起業・創業に触れる機会づくりを進めることで、まちぐるみで起業・創業を育み・支えていける意識・環境の成熟をめざします。

(2) 起業・創業の支援の充実【重点施策1】

- 市と商工会議所や金融機関などの連携による創業支援ネットワークの取組を中心に、多様な相談窓口の設置や創業セミナー、個別指導を通じて、創業志望者の発掘や起業・創業に向けた支援を進めます。

また、創業支援ネットワークをはじめ多様な専門機関や事業者等とも積極的に連携を図り、きめ細かなサービスの検討・開発を進め、創業志望者のライフステージやライフスタイルに合った起業・創業の支援の拡充を図ります。

- 創業志望者や起業間もない事業者の育成、交流、試行の場としてのチャレンジショップやインキュベーションスペースなどの設置について検討します。

(3) 起業後のフォローアップの充実【重点施策1】

- 市と商工会議所や金融機関などの連携による創業支援ネットワークの取組を中心に、起業者と多様な主体間の交流の場づくり、販路開拓・マーケティングに対する支援といったフォローアップや事業継続・成長に向けたサービスを提供します。

また、創業支援ネットワークをはじめ多様な専門機関や事業者等とも積極的に連携を図り、起業者のモチベーションの維持・向上や法律・税務等の専門的な支援など、起業者のニーズにきめ細かく対応できるサービスの検討・開発を進め、起業後のフォローアップの拡充を図ります。

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|---|-----------------|----------|
| 子ども（仕事の概念を理解する前の年齢層）を対象に、起業・創業も含めた「働き方」やビジネスの仕組み等を学ぶ機会の提供回数 | — | 1 回 |
| 学生（将来の仕事を具体的に考える年齢層）を対象に、起業・創業のステップ等を学ぶ機会の提供回数 | — | 1 回 |
| 子育て世代を対象とした、入門編セミナー等の開催 | — | 1 回 |
| 起業・創業に興味を持つ人を対象とした、入門編セミナー等の開催 | — | 1 回 |
| 創業支援ネットワークによる創業相談者数 | 283 人（平成 26 年度） | 320 人 |
| 創業支援ネットワークによる創業実現者数 | 57 人（平成 26 年度） | 95 人 |
| 起業家からの相談・フォローアップ件数 | 20 件（平成 26 年度） | 30 件 |
| 起業者同士の交流機会の開催回数 | — | 2 回 |
| 起業者同士の交流機会の参加者数 | — | 50 人 |

2. 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実につながる施策

1) まちのにぎわい創出

ビジョンの取組内容

- 魅力ある個店の創出促進
- 人を呼び込む仕掛けづくり
- 市内産業の情報発信の強化

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

- (1) 商店の魅力アップ支援
- (2) 茨木ブランドの創出と発信（再掲）（重点施策）
- (3) 提案公募事業の創設（重点施策）
- (4) ホームページ、情報冊子などでの情報発信

主な現状・課題

- 消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、商店街などの従来の小売業・卸売業は集客力を維持できず、売上額が減少傾向にあることから、人がまちに集まり、楽しめる機会の増加が求められています。
- 商店の魅力アップ支援については、中小企業経営アドバイザーの活動が具体的な経営基盤の強化等につながっているかが不透明であり、魅力アップを支援する事業体制・手法を検討する必要があります。
- 茨木スイーツフェアについては、イベントとして定着・拡大していますが、サツマイモ以外にもPRできるものが求められています。
- 茨木市の魅力を効果的に市内外へ発信できる手法の検討が必要です。
- 商店街の経営環境について、売上高が減ったとする商店街が多く、景況感については横ばいもしくは衰退しているとする商店街が多くなっています。
- 商店街が考える「地域から期待されている役割」については、「地域のにぎわいの創出」「身近な購買機会の提供」「治安や防犯への寄与」が上位を占めています。
- 市民が産業振興で最も重要だと思う取組については、「市地域に密着した商店街の活性化」が5割程度で最も多く、商店街の活性化に関するニーズが高いことが伺えます。

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

地域や商業の活性化につながるまちのにぎわいを生み出すため、商店の魅力アップに向けた多様な支援や連携の強化に取り組みます。

また、既存のイベントの拡充や新たな主体・取組との連携などを通じて、商店街等に人が集まり、滞留する仕掛けづくりを進めます。

- (1) 商店の魅力アップ支援
- (2) 人が集まり、滞留する仕掛けづくり

(1) 商店の魅力アップ支援

- 専門家による商店の巡回訪問を行い、個店の強みと課題を整理した上で、経営力の向上や集客力アップにつなげていくとともに、支援の拡充に向けて事業体制・支援手法の検討を進めます。
また、観光施策との連携を強化しつつ、交流増加の機会を活かした商店の魅力アップ支援の手法についても検討を進めます。
- 商店同士や商店と支援機関や大学等研究機関の関係者が交流できる機会を提供するとともに、新たな交流・連携の仕組み等について検討を進めます。また、産学連携を希望する商店・商店街のニーズと大学のシーズのマッチングなど産学連携に取り組みやすい環境づくりを併せて推進します。(詳細については重点施策4を参照)
- 創業志望者や起業間もない事業者の育成、交流、試行の場としてのチャレンジショップやインキュベーションスペースなどの設置について検討します。(再掲)

(2) 人が集まり、滞留する仕掛けづくり

- 茨木スイーツフェアについては、取り扱う素材や実施方法等に関して、茨木市の地域特性や地域資源を見直すことで新たな展開を検討しつつ、食のイベントとして実施・拡充していきます。
- 商店街の活性化のため、商店街等が実施するイベント事業を支援します。
また、商店街に人が集まり、滞留する仕掛けづくりのため、商店街と多様な主体の連携を生み、育てていくための場の設置・運用についても検討を進め、商店街の集客力・魅力の向上をめざします。
- 市民や来訪者が中心市街地に訪れ、楽しく散策し、集うことのできる回遊性のある商業地区づくりのために、立ち寄りスポットや憩いの場となる施設の整備誘導に努めます。

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|-------------------------------------|----------------|-------------------------|
| 商店を対象とした経営・販売・集客等に関する支援件数 | — | 40 件 (平成 32 年度までの累計) |
| 市が主催・共催・後援等を行った集客性・回遊性のある食に関するイベント数 | 2 件 (平成 27 年度) | 3 件 (平成 32 年度までの累計) |
| 商店街の活性化や認知度向上にむけたイベントの数 | 1 件 (平成 27 年度) | 3 件 (平成 32 年度までの累計) |

2. 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実につながる施策

2) 地域の生活支援と快適性の向上

ビジョンの取組内容

- 生活支援サービス※¹の提供支援
- 快適性を高める環境の整備

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

- (1) 商店街等による生活支援サービスの取組支援
- (2) NPO等に対する生活支援サービスへの取組意向の把握
- (3) 商店街等における生活利便施設等の整備支援

主な現状・課題

- NPO等への生活支援サービスの取組意向の把握ができておらず、また生活支援サービスのニーズ調査もできていません。
- 子育て世代や高齢者等を対象とした生活支援サービスについては、公的サービスを含めてニーズの高まりが見られ、民間主導で実施されているサービスも多く存在しています。
- 商店街への支援制度については、街路灯の維持など特定の分野を除いて、利用実績が少なくなっています。

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

商店街などの地域商業が子育て支援や高齢化への対応などの地域のニーズにこたえ、生活に密着したサービスを提供できるよう、生活支援に関するニーズの把握をはじめ、商店街での事業展開や既存の実施主体との連携などに取り組みます。

また、まちなかの快適性を高めるため、商店街等における生活利便施設等の整備を支援します。

- (1) 商店街等による生活支援サービスの取組支援
- (2) 商店街等における生活利便施設等の整備支援

※1 生活支援サービス：宅配サービスの実施や、商店街内の託児所や子どもの学習施設の開設など、地域の課題や要望に対応し、地域生活の利便性や快適性を高めるサービス。

(1) 商店街等による生活支援サービスの取組支援

- 子育て世代や高齢者等を対象とした生活支援サービスについては、公的サービスを含めてニーズの高まりが見られるため、商店街等による子育て支援、高齢者支援、買物支援などの生活支援サービスに対する地域ニーズの把握とともに、空き店舗の活用などを含めた事業展開についての検討を進めます。

なお、地域の生活支援サービスは、民間主導で実施されているものも多く存在していることから、NPO等を含めた事業実施主体との連携等についても併せて検討を進めます。

(2) 商店街等における生活利便施設等の整備支援

- 高齢者や子育て世代が安心・快適に過ごせるよう、補助制度等の周知・活用を通じて、商店街などが地域において設置する休憩施設やトイレ、ベビールームなど生活利便施設等の整備を支援します。
- 市民や来訪者が中心市街地に訪れ、楽しく散策し、集うことのできる回遊性のある商業地区づくりとするために、立ち寄りスポットや憩いの場となる施設の整備誘導に努めます。(再掲)

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|-----------------------------|-----|-------------------------|
| 商店街等での生活支援サービスの実施件数 | — | 2件 (平成 32 年度までの累計) |
| 商店街等での生活支援サービスの利用者数 | — | 100人 (平成 32 年度までの累計) |
| 商店街等における生活利便施設等の設置に向けての支援件数 | — | 2件 (平成 32 年度までの累計) |



2. 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実につながる施策

3) 地元産農産物の流通の促進

ビジョンの取組内容

- 販売機会の拡充支援
- 農商工連携の推進
- 農産物の安全性の向上支援

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

- (1) 消費者と生産者の交流の促進
- (2) 茨木ブランドの創出と発信（再掲）（重点施策）

主な
現状
・
課題

- 本市の農業は近郊農業であり、農家1件あたりの耕作面積が少ない状況にあり、加工業者や小売店などは製品の安定供給を望んでいるものの、6次産業化^{※1}が可能となる規模の地元産農産物の供給を確保することが困難な状況にあります。
- 農家の高齢化に伴い、生産量の減少と担い手の不足が顕在化してきています。特に、都市部においては農地の住宅地への転用が進んでいます。
- 新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、市内飲食店でも地元産農産物や地産地消への興味・関心があります。

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

地元農産物の販売機会の拡大をめざし、直売所の充実をはじめ各種イベントや情報発信などを通じた消費者と生産者の交流の促進を図ります。

また、農業者と多様な主体のマッチングをはじめ、農産物を活用した加工品の開発や特産品のブランドづくり、販路拡大などの取組の支援を通じて、地産地消や6次産業化に向けた農商工連携を促進します。

- (1) 消費者と生産者の交流の促進
- (2) 農商工連携の促進

※1 6次産業：農林業や水産業の第1次産業が、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも業務展開する経営形態。

(1) 消費者と生産者の交流の促進

- 消費者と生産者の交流機会を増やすため、消費者のニーズが高い「見山の郷」や「みしま館」のような農産物直売所の充実や、農業祭をはじめとした農業者へのイベント参加機会の提供などに取り組みます。また、イベントでの販売など販路拡大の取組を側面から支援します。
- 市民農園や体験農園の開設を促進するとともに、農園やイベントの開催状況をはじめ地元農産物等に関する情報発信に努めることで、消費者と生産者、都市と農村の交流を促進します。

(2) 農商工連携の促進

- 地産地消や6次産業化等に関心のある農業者と商工業者や大学等による農産物を活用した加工品の開発や、特産品のブランドづくり、販路拡大などの農商工連携を支援します。
- 都市近郊立地の特性を活かし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組を進めます。また、生産基盤や生活環境基盤を整備するとともに、集落営農の組織化や市民、事業者等の新たな担い手の確保や育成に努めることで、農商工連携を可能にする農業の振興をめざします。

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|---------------------------|-----|------------------------|
| 地元産農産物の販売機会の拡充件数 | — | 1 件 (平成 32 年度までの累計) |
| 農商工連携に対して意欲のある事業者のマッチング件数 | — | 2 件 (平成 32 年度までの累計) |
| マッチングによる新たな商品、サービスの開発件数 | — | 2 件 (平成 32 年度までの累計) |



3. 産業を活性化させる基盤づくりにつながる施策

1) 連携の促進

ビジョンの取組内容

- 産業に関わる交流機会の創出
- 市内産業を知る機会の拡充

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

- (1) ビジネス交流機会の充実（再掲）（重点施策）
- (2) 大学の新規立地の機会活用に向けた調査・検討
- (3) 市民向けの産業PRイベントの開催検討
- (4) 民間の自発的な取組を誘発する仕組みの整備（重点施策）

主な現状・課題

- 民間プロジェクトの創出を目的とした会議で提案されたアイデアを活かし、実際に事業化に結びつける仕組みが必要となっています。
- 中小事業者には産学連携に関するノウハウが乏しく、連携事業を推進するためには、事業者と大学の間をつなぐコーディネーターの役割が求められています。
- 大学との連携に関心がない事業者が5割程度を占め、特に小規模な事業者で多くなっており、産学連携の意義・メリットが十分認識されていないことがうかがえます。
- 事業者が求める連携の形態・内容としては、「情報交換」や「業務連携」「人材育成・教育」が上位に挙がっています。
- 大学との連携（産学連携）で必要なこととしては、事業者は「相談窓口の明確化」「負担の明確化」、商店街は「大学と商業者の交流」、大学は「大学と事業者の交流」が挙っており、総じて主体間の交流の機会・場の仕組みづくりや相談機能の必要性が高くなっています。

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

前期アクションプランで創出した連携に向けた仕組みや大学等の知的資源の集積などの「茨木らしさ」に主眼をおいた産業振興をけん引していくためにも、既存の仕組みの拡充を図りつつ、連携を創出するための新たな場の設置・運用などに取り組み、連携が生まれ、育ちやすい環境づくりを進めます。

また、特に産学連携については、関係者の産学連携に関する意識づくりや交流の機会・場の仕組みづくりを進めるとともに、事業者のニーズと大学のシーズのマッチングを行い、具体的な産学連携の取組につなげていきます。

- (1) 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化【重点施策3】
- (2) 産学連携に取り組みやすい環境づくり【重点施策4】

(1) 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化【重点施策3】

- 前期アクションプランで創設された民間プロジェクトの創出を目的とした会議やビジネス交流機会の充実に向けた取組は、多様な連携を生み、育てるための重要な仕組みとなっています。

民間プロジェクトの創出を目的とした会議については、その目的・内容の周知に努めることで新たなアイデアを持った人の参加を促進するとともに、同会議で提案されたアイデアを事業化に結びつけます。

また、ビジネス交流機会の充実に向けた取組については、商工会議所のネットワークやノウハウを活かしつつ、事業者同士や事業者と支援機関や大学等研究機関の関係者が交流できる機会を提供するとともに、新たな交流・連携の仕組み等について検討を進めます。

- 連携を生み、育てていくための具体的なステップを踏まえつつ、プロジェクトの創出を目的とした会議やビジネス交流機会の充実に向けた既存の取組の継続・拡充を図ります。

また、商店街活性化に向けた連携や農商工連携、産学連携などさまざまな連携を創出するための新たな場の設置・運用に取り組み、それぞれの取組を展開することで、連携が生まれ、育ちやすい環境づくりを進めます。

- 事業者などの産業関係者と市民がつながるための機会の拡充をめざし、民間事業者が中心となった市民向けの産業PRイベントの促進・支援に取り組むとともに、ホームページや冊子などさまざまな媒体を活用した産業に関する情報発信・情報提供に取り組みます。

(2) 産学連携に取り組みやすい環境づくり【重点施策4】

- 市内事業者を対象に、産学連携の意義・メリットや具体的な進め方などに関する情報提供や、産学連携に関する意識づくりを進めることで、産学連携に関するハードルの引き下げを図ります。
- 事業者と大学の双方の課題となっている交流の場づくりについては、事業者と大学が気軽に交流し、情報・課題等を共有できる場の設置・運用をめざします。(仮称)産学連携交流サロン)
- 連携を創出するための場を中心に、市や商工会議所、金融機関、専門機関、さらには大学自身が、産学連携を希望する事業者のニーズと大学のシーズのマッチングを行い、具体的な産学連携の取組につなげていきます。
- 具体的な産学連携の取組である産学連携スタートアップ支援事業については、商工会議所や地元金融機関と連携し、市内中小事業者に対して制度の周知を図るとともに、大学等の担当者との連携を強化しつつ、事業を推進していきます。
- 大学と地域を結び付ける仕組みづくりとして、大学の研究室や大学生のグループ等に地域に入ってもらい活動することを通じて地域の活力向上や課題解決を図る取組などを進めます。

3. 産業を活性化させる基盤づくりにつながる施策

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|---|------------------|------------------------|
| 多様な事業者の連携による新たな商品・サービス等の開発数（再掲） | — | 7件 （平成 32 年度までの累計） |
| プロジェクトの創出を目的とした会議から生まれる新たな取組件数 | — | 2件 （平成 32 年度までの累計） |
| 商店街の活性化に向けた新たな取組件数 | — | 7件 （平成 32 年度までの累計） |
| 農商工連携に対して意欲のある事業者のマッチング件数（再掲） | — | 2件 （平成 32 年度までの累計） |
| （仮称）産学連携交流サロンの開催数 | — | 3回 |
| 産学連携スタートアップ支援事業を活用した事業（製品・技術等）の実用化数（再掲） | 0件 （平成 27 年度） | 10件 （平成 32 年度までの累計） |



2) 人材の確保と育成

ビジョンの取組内容

- 就労希望者と企業との接点拡大
- 企業OB人材の活用
- 企業の成長を支える人材育成の支援

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

| | |
|---------|--|
| | <p>(1) 国・府等の雇用施策・人材育成施策の活用</p> <p>(2) ビジネス交流機会の充実（再掲）（重点施策）</p> <p>(3) コーディネート機能の強化</p> <p>(4) 研修講座の開催、受講費用の助成</p> <p>(5) 企業や商店の魅力を発信できる機会の充実</p> |
| 主な現状・課題 | <p>○ 労働力の減少に対応して、事業所の従業員の能力向上を支援し、生産性の維持向上を図ることが必要となっています。</p> <p>○ 人材確保の必要がある市内事業者のうち、人材が確保できていない事業者は4割程度を占めています。</p> <p>○ 人材育成に積極的な事業者は4割程度を占めており、特に人材育成に力を入れたい階層としては中核人材が多くなっています。一方、人材育成の課題としては、「多忙で時間がない」「指導・育成できる人材がない・不足している」が挙っています。</p> <p>○ 市民が産業振興で最も重要だと思う取組については、「市内で働くことができる場（雇用）の創出」が5割程度で2番目に多く、市内での雇用創出に関するニーズが高いことが伺えます。</p> |

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

人材の確保に向けて、事業者と求職者等の人材をつなぐための情報発信やコーディネート機能の強化を図るとともに、働く意欲のある人の就労支援や働く人々が安心していきいきと働くことができる職場づくりを促進します。

また、人材の育成については、事業者が抱える課題・ニーズを踏まえつつ、既存制度・事業の拡充・活用を図るとともに、ニーズと提供できる支援策のマッチングや新たな支援策の検討等を通じて、市内事業者の人材育成を支援するためのメニューの多様化をめざします。

- (1) 事業者・人材のコーディネート機能の強化
- (2) 職業能力の向上にむけた支援
- (3) 働きやすい職場づくりの促進
- (4) 市内事業者の人材育成への支援【重点施策2】

3. 産業を活性化させる基盤づくりにつながる施策

(1) 事業者・人材のコーディネート機能の強化

- 市の産業情報サイト「あい・きゃっち」や市の広報誌（頑張る市内企業）などのさまざまな情報媒体の活用を通じて、事業者の魅力を市の内外へ広く発信していきます。
また、人材確保に向けた新たな情報発信・情報提供の仕組みについても検討を進めます。
- 市内事業者への巡回訪問などのアウトリーチ活動や相談事業などを活用して、事業者の人材確保に関する課題・ニーズなどの把握を進めるとともに、合同就職面接会や企業説明会・見学会、就労体験などの取組を通じて、市内事業者と求職者とのコーディネート機能を強化します。

(2) 職業能力の向上にむけた支援

- 講座開催や受講費用の助成等により求職者の職業能力開発を支援するほか、勤労者を対象とする各種セミナー等を実施し、職業能力の向上を図る人々への支援を行います。

(3) 働きやすい職場づくりの促進

- 市内の企業・事業所で働く人々の福祉を増進し、やりがいを持って働き続けられる職場環境の整備を図るため、勤労者互助会や働きやすい職場づくりに取り組む事業所を支援するとともに労働法制やワーク・ライフ・バランス等の周知・啓発に取り組みます。

(4) 市内事業者の人材育成への支援【重点施策2】

- 市内事業者への巡回訪問などのアウトリーチ活動や相談事業などを活用して、事業者の人材育成に関する課題・ニーズなどの把握を進めます。
また、把握した市内事業者の課題・ニーズを踏まえ、従業者等を対象とした社外研修等への費用助成や従業者のスキルアップセミナーなど既存制度・事業の拡充・活用を図ります。
- 事業者のニーズと金融機関や大学、専門機関などが提供できる支援メニューのマッチングや、企業OB人材を活用した新たな支援メニューなどの検討・開発により、人材育成を支援するためのメニューの多様化を進めます。

【評価指標】

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|-------------------------|----------------------|----------|
| 就労支援フェア※1の就職者数 | 39 人（平成 26 年度） | 45 人 |
| 就労支援フェアの来場者数 | 384 人（平成 26 年度） | 450 人 |
| 就労支援フェアの参加事業所数 | 79 事業所 （平成 26 年度） | 87 事業所 |
| 職業能力の向上にむけた講座・セミナーの受講者数 | 117 人（平成 26 年度） | 150 人 |

※1 就労支援フェア：合同就職面接会や相談など、就労を支援するためのイベントを開催しています。

3. 産業を活性化させる基盤づくりにつながる施策

| 評価指標 | 策定時 | 平成 32 年度 |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 茨木市勤労者互助会※1 の会員事業所数 | 164 事業所 (平成 26 年度) | 170 事業所 |
| 雇用・労働関係セミナー受講者数 | 123 人 (平成 26 年度) | 190 人 |
| 働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対する支援メニュー数 | — | 2 事業 (平成 32 年度までの累計) |
| 人材育成に向けた支援メニュー数 | 2 事業 (平成 27 年度) | 4 事業 (平成 32 年度までの累計) |
| 人材育成支援メニューの利用者数 | 99 人 (平成 26 年度) | 150 人 |



※1 茨木市勤労者互助会：事業所に働く勤労者の福祉共済制度で、事業所単独では実施困難な勤労者の福利厚生の実施に向けて多彩なサービスを提供しています。

3. 産業を活性化させる基盤づくりにつなげる施策

3) 支援機能の充実

ビジョンの取組内容

- 利用者の視点に立った産業支援関連情報の提供
- 専門的支援機能の充実と相談機能の強化

前期アクションプランで取り組んだ施策と主な現状・課題

- (1) 産業支援関連情報の各媒体による提供
- (2) 市の産業支援機能の強化と関係機関の連携強化

主な
現状・
課題

- 市と産業支援機関の関係強化による支援施策等の情報共有を図り、事業者に対して適切な情報提供を行うことが必要です。
- 補助金の情報提供のみならず、各事業者の課題などを抽出し、それに見合った支援情報を提供できるよう、担当者の能力向上が求められます。
- 市内事業者からは、市政に関する情報を得られるように、広報・情報提供の手法の工夫が求められています。

本プラン（後期アクションプラン）で取り組む施策

企業・事業所や商店など利用者の視点に立ち、ニーズ・課題に応じた産業支援関連情報を提供するとともに、関係機関との連携体制を構築・強化することで、専門的な支援機能の充実を図ります。

- (1) 産業支援関連情報の各媒体による提供
- (2) 市の産業支援機能の強化と関係機関の連携強化

(1) 産業支援関連情報の各媒体による提供

- 市内事業者に配布している「お役立ち帳」等の情報冊子や広報紙、ホームページなどの各種媒体を活用し、市をはじめ商工会議所や国、大阪府の施策・事業など産業支援関連の情報を提供していきます。
また、市内事業者への巡回訪問を活用し、事業者のニーズ・課題に応じた積極的かつ効果的な情報提供に努めます。

(2) 市の産業支援機能の強化と関係機関の連携強化

- 相談機能の充実をはじめ、市内での起業・創業支援や市内事業者の新たなプロジェクトへの支援の拡充に向けて、大阪府や商工会議所、金融機関、大学、専門機関などの関係機関との連携を強化するとともに、さまざまな専門家によるサポートの充実を図ります。

茨木市産業振興アクションプラン（後期）のロードマップ

| 産業振興ビジョンの重点取組 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | |
|---------------------------|---------------------|-------------------------------------|--|--|------------|--------|------|--|
| 1 成長をめざす事業者の活力向上 | 1) 事業活動の価値向上 | | 新たな事業者交流事業の検討 | 事業者の交流機会の提供（年間1回） | | | | |
| | | 産業活性化プロジェクト促進事業 新製品開発 企業・商品PR | | | | | | |
| | | 産学連携スタートアップ支援事業 | | | | | | |
| | 2) 創造的機能の集積と企業立地の促進 | 巡回訪問での各種支援制度の周知 | | | | | | |
| | | 研究施設、生産施設、物流施設等の立地促進（企業立地促進奨励金制度など） | | | | | | |
| | 3) 起業の促進と成長支援 | 起業・創業に触れる機会づくり | 子ども(学生)向け | 「働き方」やビジネスの仕組みを学ぶ機会の提供（年間1回） | | | | |
| | | | | 起業・創業のステップやスキルを学ぶ機会の提供（年間1回） | | | | |
| | | | 起業・創業に関する入門編セミナー（子育て世代・シニア世代等、特化したものも含めて、年間1～2回） | | | | | |
| | | | 起業・創業支援の充実（創業支援ネットワークによる支援） | | | | | |
| | | (相談者数) | 294人 | 300人 | 300人 | 310人 | 320人 | |
| 創業相談 | | | | | | | | |
| | | | | チャレンジジョブ手法検討・調整等 | チャレンジジョブ実施 | | | |
| 創業実現者数 | | | | | | | | |
| | | 60人 | 70人 | 80人 | 90人 | 95人 | | |
| 起業後のフォローアップ | | 起業者へのフォローアップ（年間30件） | | | | | | |
| | 新たな交流事業の検討 | 起業者の交流機会の提供（年間2回） | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 2 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実 | 1) まちのにぎわい創出 | 商店への魅力アップ支援 | | | | | | |
| | | 食に関するイベント | | | | | | |
| | | スイーツフェアの実施（年間1回） | | | | | | |
| | | 新イベントの検討 | 実施方法・主体等の検討 | 新イベントの実施にむけた取組 | | | | |
| | 2) 地域の生活支援と快適性の向上 | 商店街での取組 | | | | | | |
| | | 意見交換・ヒアリング等による意向調査 | 連携による新たな実施主体等の検討 | 商店街イベント、生活支援サービス等の事業実施への支援（振興事業補助制度 または 新たな支援策の検討） | | | | |
| | 3) 地元産農産物の流通の促進 | 地元産農産物の販売機会 | | | | | | |
| | | | 新たな事業の検討 | 地元産農産物の販売機会拡充にむけた取組 | | | | |
| | | 農商工連携の促進 | | | | | | |
| | | 事業者の交流促進（年間1回） | 事業化にむけた検討 | 農商工連携にむけた取組への支援（産業活性化プロジェクト促進事業など） | | | | |

凡例： 重点施策1の関連施策 重点施策3の関連施策

※上記ロードマップの内容・数値等については、本プラン策定時のものであり、本プランを推進し、検証・評価を進める中で、随時見直しを行っていきます。

| 産業振興ビジョンの重点取組 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------------------------------|-------------|--------------|--------------------------------------|---|---------------------------------|--------|
| 3 産業を 活性化 させる 基盤 づくり | 1) 連携の促進 | | 市民や事業者等の提案を事業化する 仕組みの整備・実施 | | 新たな事業の創出への支援 | |
| | | 産学連携の促進 | 交流サロン(年間3回) 産学連携の促進に向けた土壌づくりを重視する | 交流サロン(年間3回) マッチングなど、具体的なつながりの創出を重視する | | |
| | 2) 人材の確保と育成 | | 就労支援フェア(年間5回) | 職業能力の向上にむけたセミナー(年間6回) | 働きやすい職場づくりのための雇用・労働関係セミナー(年間3回) | |
| | | 新制度の検討 | 働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対する支援 | | | |
| | | 市内事業者の人材育成支援 | 勤労者スキルアップセミナー(年間3回) | 中小企業人材育成支援事業 | | |
| | | 新制度の検討 | 実施にむけた 設計・調整等 | 新たな人材育成支援事業の実施 | | |
| | 3) 支援機能の充実 | | 支援機能の充実と関係機関との連携強化 | | | |

凡例： 重点施策2の関連施策 重点施策3の関連施策 重点施策4の関連施策

※上記ロードマップの内容・数値等については、本プラン策定時のものであり、本プランを推進し、検証・評価を進める中で、随時見直しを行っていきます。

第5章 アクションプランの実施に向けた推進体制のあり方

1. 推進体制の基本的な考え方

本プランを推進する体制の基本的な考え方については、前期アクションプランで設定した考え方を発展的に継承します。

- 1) 本プランの推進は、市が中核的役割を担います
- 2) 関係機関・団体および関係部局との連携に積極的に取り組みます
- 3) 民間の主体的な取組を誘発し、サポートする体制を構築・強化します

2. 本プランの推進にあたって市が担うべき役割

1) 必要な制度や施策の創出

市は、本プランを推進するために必要な制度や施策を創出・運用する役割を担います。

本市の産業やまちの活性化には、民間の主体的な取組の推進が必要になるため、提案公募事業等の拡充とともに、事業化に向けた専門家などのサポートも必要になります。

こうした制度や施策を創出し、効果的に運用していくことが市には求められます。

2) 本プランの検証・評価と見直し

本プランに基づく施策を実施した上で、関連するさまざまな取組を年度ごとに「産業振興アクションプラン推進委員会」で評価し、施策の仕組みや進め方などについて見直しを行います。

なお、検証・評価と見直しについては、評価指標の達成状況はもとより、各取組の実施内容や課題・効果等の質的な検証・評価を通じて、PDCAサイクルを徹底します。また、同委員会における市民や事業者などの視点を踏まえた活発な議論を通じ、本プランに関連する施策・事業等の効率性や実効性を高めていきます。

3) 関係機関・団体および関係部局との積極的な連携

産業やまちの活性化には、国や大阪府、商工会議所、大学、金融機関をはじめとする関係機関や、庁内の関係部局との連携が必要になります。このような連携は、施策を効果的に推進できるとともに、事業者に必要な経営資源（人材、資金、技術・ノウハウ、情報など）を補強できるメリットがあります。

そのため、市にはそれらの連携をコーディネートしていくことが求められます。

4) 民間の主体的な取組のサポート

本市ではさまざまな民間主体の取組が行われています。そのため、本プランの推進にあたっては、関係者が集まり議論し情報共有できる場を継続・拡充し、今後も民間の主体的な取組をサポートしていきます。

参考資料

1. 産業振興アクションプランの改定の体制

産業振興アクションプランの改定にあたっては、学識者、事業者、市民等から構成される「産業振興アクションプラン推進委員会」で検討を行いました。なお、構成メンバーは、次のとおりです。

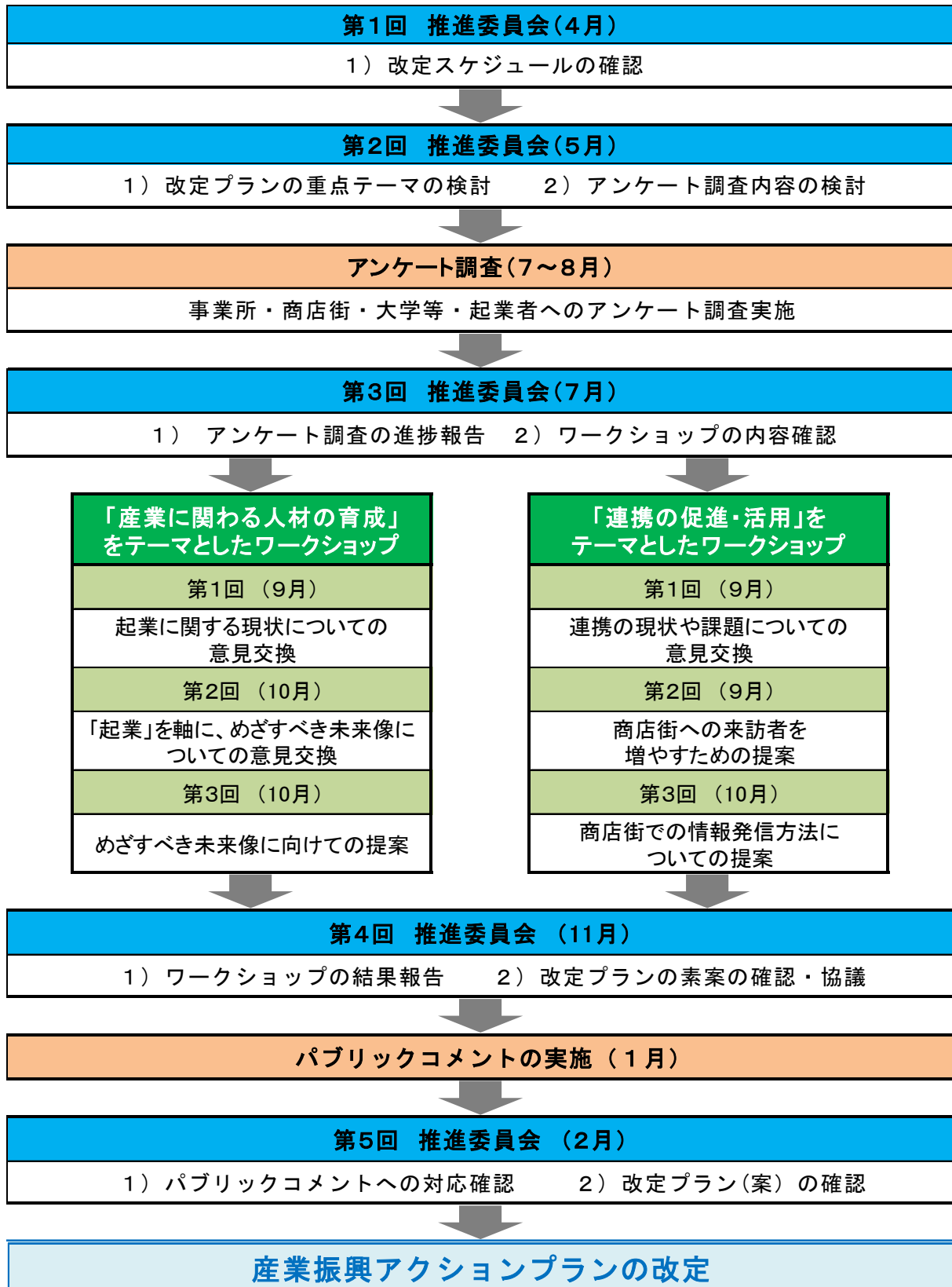
産業振興アクションプラン推進委員会委員名簿（敬称略 五十音順）

| 氏名 | 所属団体等 |
|---------|-----------------------------|
| 大川 智恵子 | 公募市民 |
| 小林 豊和 | 茨木商工会議所 中小企業相談所長 |
| 小牧 義昭 | 北おおさか信用金庫 常務理事 総務部長 |
| ○ 近藤 正典 | 中小企業診断士 |
| 高石 秀之 | 高石工業株式会社 代表取締役 |
| ◎ 中森 孝文 | 龍谷大学 政策学部教授 |
| 西村 庄司 | 茨木市認定農業者 |
| 野口 義文 | 立命館大学 研究部事務部長／産学官連携戦略本部副本部長 |
| 前田 幸子 | 株式会社オフィスべんけい 代表取締役 |
| 山田 理香 | 公募市民 |

◎：委員長、○：副委員長

2. 産業振興アクションプランの改定の主な経過

前述の体制により、次のような流れで産業振興アクションプランの改定を進めました。



産業振興ビジョンと産業振興アクションプランについて

産業振興ビジョン (平成21年度策定)

- ◆10年先の産業やまちのあるべき姿
- ◆市内産業の継続的な発展に向けた指針

【基本的な考え方】

Something New

つながりを大切に
こだわりとがんばりで
新しい価値の創造を目指す

【産業振興の方向】

- ・重点取組 (1) 成長を目指す事業者の活力向上
- (2) 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実
- (3) 産業を活性化させる基盤づくり

取組内容の具体化

産業振興アクションプラン

産業振興アクションプラン[前期] (計画期間：平成23～27年度)

- ◆ビジョンの計画期間の前半にあたる3～5年間を目途とした取組の内容や推進体制を示す行動計画。
- ◆民間事業者による「成果」が生み出される可能性を追求することに主眼をおき、5つの重点施策に取り組む。

- 【重点施策】
- (1) 中小製造業者等に対する巡回訪問の強化とプロジェクト化のサポート
 - (2) ビジネス交流機会の充実
 - (3) 民間の自発的な取組を誘発する 仕組みの整備
 - (4) 提案公募事業の創設
 - (5) 茨木ブランドの創出と発信

改定

産業振興アクションプラン[後期] (計画期間：平成28～32年度)

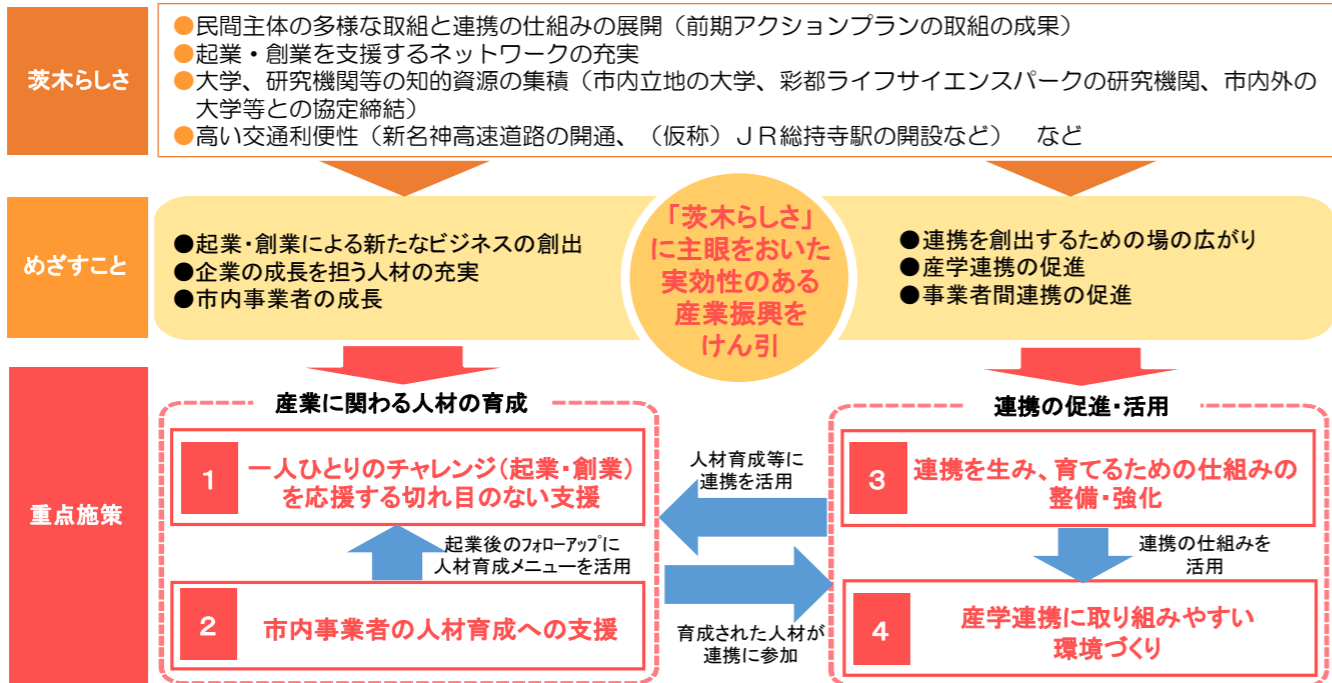
- ◆本市をとりまく状況の変化や前期アクションプランの成果等を踏まえ、後半の5年間を見越して計画を改定。
- ◆前期アクションプランの方向性を発展的に継承し、本市の持つ資源や特性を活かした「茨木らしさ」に主眼をおいた実効性のある産業振興に取り組む。

【基本方針】

- 1) 民間の主体性を活かした取組を促進します
- 2) 「人のつながり」を基盤とした産業振興を図ります
- 3) 「産業価値」に対する市民の認知向上を図ります
- 4) 市内でがんばり、チャレンジする事業者・人を支援します
- 5) 施策の費用対効果（コストパフォーマンス）の向上をめざします

【重点施策】

4つの重点施策に一体的に取り組むことで「茨木らしさ」に主眼をおいた実効性のある産業振興を牽引。



【産業振興ビジョンの実現に向けた施策展開】

| 産業振興ビジョンの重点取組 | | 後期アクションプランで取り組む施策 |
|------------------------------|---------------------|--|
| 1 成長をめざす事業者の活力向上 | 1) 事業活動の価値向上 | (1) 市内事業者の事業活動への支援の充実 (2) 産業活性化や高付加価値化等につながる事業者主体の取組の促進 (3) 設備等の環境対応促進と環境産業関連情報の提供 |
| | 2) 創造的機能の集積と企業立地の促進 | (1) 創造的機能の強化に向けた取組の充実 (2) 市内事業者に対する操業継続の支援 (3) 企業立地の促進への支援 |
| | 3) 起業の促進と成長支援 | (1) 起業・創業に触れる機会づくり【重点施策1】 (2) 起業・創業の支援の充実【重点施策1】 (3) 起業後のフォローアップの充実【重点施策1】 |
| 2 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実 | 1) まちのにぎわい創出 | (1) 商店の魅力アップ支援 (2) 人が集まり、滞留する仕掛けづくり |
| | 2) 地域の生活支援と快適性の向上 | (1) 商店街等による生活支援サービスの取組支援 (2) 商店街等における生活利便施設等の整備支援 |
| | 3) 地元産農産物の流通の促進 | (1) 消費者と生産者の交流の促進 (2) 農商工連携の促進 |
| 3 産業を活性化させる基盤づくり | 1) 連携の促進 | (1) 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化【重点施策3】 (2) 産学連携に取り組みやすい環境づくり【重点施策4】 |
| | 2) 人材の確保と育成 | (1) 事業者・人材のコーディネート機能の強化 (2) 職業能力の向上にむけた支援 (3) 働きやすい職場づくりの促進 (4) 市内事業者の人材育成への支援【重点施策2】 |
| | 3) 支援機能の充実 | (1) 産業支援関連情報の各媒体による提供 (2) 市の産業支援機能の強化と関係機関の連携強化 |

茨木市産業振興アクションプラン

平成28年(2016年)3月

発行 茨木市

編集 茨木市 産業環境部 商工労政課

茨木市駅前三丁目8番13号

電話:072-622-8121(代表) 072-620-1620(直通)

FAX:072-627-0289

E-mail: syokorosei@city.ibaraki.lg.jp